

# 名古屋市立大学動物実験規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
  - 第2章 理事長及び部局の長の責務（第5条・第6条）
  - 第3章 委員会（第7条・第8条）
  - 第4章 動物実験等の実施（第9条・第10条）
  - 第5章 施設等（第11条—第14条）
  - 第6章 実験動物の飼養及び保管（第15条—第23条）
  - 第7章 安全管理（第24条・第25条）
  - 第8章 教育訓練（第26条）
  - 第9章 点検及び評価並びに情報公開（第27条・第28条）
  - 第10章 その他（第29条・第30条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規程は、動物実験が、人類の健康と福祉に大きく貢献するものではあるが、命あるものの犠牲の上に成り立っているという事実についての深い認識の下に、名古屋市立大学（以下「本学」という。）における実験動物の取扱い並びに動物実験等に関する組織及び手続について定め、実験の科学的合理性、環境保全並びに教職員及び学生等の安全確保はもとより、動物福祉の向上に資することを目的とする。

2 動物実験等の実施については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）、動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月1日日本学術会議策定）」その他法令等に定め

があるもののほか、この規程の定めるところによる。

(一部改正 平成26年達第73号)

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の理念である代替法の利用（Replacement：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（Reduction：科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（Refinement：科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3Rの原則に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等に供する哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (3) 動物実験施設 実験動物の恒常的な飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設及び設備をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室であって、動物実験施設以外のものをいう。
- (5) 施設等 動物実験施設及び実験室をいう。
- (6) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- (8) 管理者 実験動物及び施設等を総括的に管理する者をいう。
- (9) 実験動物管理者 動物実験施設において当該動物実験施設における実験動物を管理する者をいう。

(10) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

(11) 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(12) 指針等 飼養保管基準、基本指針、動物の殺処分方法に関する指針をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類の生体を用いるすべての動物実験等に対して適用する。

2 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物以外の動物の生体を動物実験等に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うよう努めなければならない。

3 動物実験等を別の機関に委託する場合、動物実験責任者は、委託先において指針等に基づく適正な動物実験等が実施されていることを確認しなければならない。

## 第2章 理事長及び部局の長の責務

(理事長の責務)

第5条 理事長は、本学における動物実験等の適正な実施に関し、包括的に責任を負う。

(一部改正 平成29年達第20号)

(部局の長の責務)

第6条 部局の長は、理事長の命を受け、当該部局における動物実験等の適正な実施に関し必要な事項を処理する。

(一部改正 平成29年達第20号)

## 第3章 委員会

(動物実験委員会)

第7条 本学に、動物実験等の適正な実施に関して報告、指導又は助言を行う組織として、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 動物実験等を実施する部局に、原則として、当該部局における動物実験等

の実施及び施設等の設置等の可否等の審査を行う組織として、部局動物実験委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。ただし、部局委員会を置くことができない部局においては、この審査を委員会又は他の部局委員会に委ねることができるものとする。

3 委員会及び部局委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（一部改正 平成26年達第73号、平成29年達第20号）

## 第8条 削除

（一部改正 平成26年達第73号）

## 第4章 動物実験等の実施

### （動物実験計画）

第9条 動物実験責任者は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、動物実験計画申請書及び動物実験計画書を作成し、理事長の承認を得なければならない。承認を得た実験計画を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 研究の目的、意義及び必要性の検討 動物実験計画の立案に当たっては、研究の目的、意義及び必要性を十分に検討し、不必要な動物実験等は避けること。

(2) 代替法の利用 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

(3) 実験動物の選択 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、次に掲げる事項を考慮し、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

ア 動物実験等の目的に適した実験動物の種の選定

イ 動物実験成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数

ウ 実験動物の遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件

(4) 苦痛の軽減 動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって行う

こと。

(5) 人道的エンドポイント 苦痛度の高い実験、あるいは致死的な動物実験等を行う場合、実験に伴う激しい苦痛から実験動物を開放するためのエンドポイント（実験打ち切りの時期）を設定すること。

2 理事長は、前項の申請があったときは、部局委員会の審査を経て、その承認又は不承認を決定し、動物実験責任者に通知するものとする。

3 動物実験責任者は、動物実験計画について理事長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

（一部改正 平成29年達第20号）

（遵守事項等）

第10条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。

(2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項

ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等を利用すること。

イ 実験の終了時期（人道的エンドポイントを含む。）について配慮すること。

ウ 適切な術後管理を行うこと。

エ 適切な安楽死の方法を選択すること。

(3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験をいう。）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。

(4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。

(5) 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。

(6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行うこと。

2 動物実験責任者は、動物実験計画が完了したとき又は動物実験計画を中止したときは、動物実験結果報告書を作成し、部局の長を経由して、理事長に提出しなければならない。

- 3 動物実験責任者は、動物実験計画に定める動物実験等の実施期間が複数の年度にわたる場合には、当該期間中の各年度（動物実験計画が完了した日又は動物実験計画を中止した日が属する年度を除く。）が経過するごとに、当該年度における動物実験等の実施状況について記載した年度更新書を作成し、部局の長を経由して、理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、動物実験等が適正に実施されていないと認めるときは、委員会の助言に基づき、当該部局の長に対し、当該実験の中止等を命ずることができる。

（一部改正 平成24年達第61号、平成29年達第20号）

## 第5章 施設等

### （施設等の設置等）

第11条 施設等を設置等する場合は、管理者は、所定の様式により申請書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。承認を得た施設等を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 理事長は、前項の申請があったときは、部局委員会の審査を経て、その承認又は不承認を決定し、当該管理者に通知するものとする。
- 3 管理者は、施設等の設置について理事長の承認を得た後でなければ、当該施設等での飼養、保管及び動物実験等を行わせることができない。

（一部改正 平成29年達第20号）

### （施設等の要件）

第12条 動物実験施設は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、機材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

2 実験室は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止するための措置がとられていること。

(施設等の維持管理等)

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

2 理事長は、実験動物の管理若しくは施設等の維持管理が不適切であると認める場合は、委員会の助言に基づき、当該部局の長に対し、当該施設等の改善若しくは使用の一時停止を命じ、又は設置の承認を取り消すことができる。

(施設等の廃止)

第14条 管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等廃止届を部局の長を経由して、理事長に提出しなければならない。

2 動物実験施設を廃止する場合は、管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の動物実験施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(一部改正 平成29年達第20号)

## 第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成及び周知)

第15条 管理者及び実験動物管理者は、実験動物に係る飼養及び保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知しなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 管理者等は、関係法令及び指針等を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第17条 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関係法令及び指針等に基づ

き適正に管理している機関より導入しなければならない。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たっては、適切な検疫、隔離飼育等を行い、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌及び給水)

第18条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌及び給水を行わなければならない。

(健康管理)

第19条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害及び疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を被り又は疾病に罹った場合には、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合は、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存)

第21条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備及び保存しなければならない。

- 2 管理者は、飼養し、又は保管した実験動物の種及び数等について、年度ごとに部局の長を経由して、理事長に報告しなければならない。

(一部改正 平成24年達第61号、平成29年達第20号)

(譲渡等の際の情報提供)

第22条 管理者等は、実験動物を譲渡するときは、譲渡を受ける者に対して、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸送)

第23条 管理者等は、実験動物の輸送に当たっては、飼養保管規準を遵守し、



実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

## 第7章 安全管理

### (危害防止)

第24条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

- 2 管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡しなければならない。
- 3 管理者は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者について、実験動物由来の感染症及び実験動物に咬傷等を予防する措置を講ずるとともに、これらの事故が発生したときに必要となる措置を講ずるための体制を整備しなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者は、実験動物の飼養又は動物実験等の実施に関係のない者が実験動物に接触することがないように、必要な措置を講じなければならない。

### (緊急時の対応)

第25条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

- 2 管理者は、緊急事態の発生時において、実験動物の保護並びに実験動物の逸走による危害及び環境保全上の問題の発生防止に努めなければならない。

## 第8章 教育訓練

### (教育訓練)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対する教育訓練は、委員会が行う。

- 2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次に掲げる事項に関する教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
  - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本事項
  - (4) 安全確保及び安全管理に関する事項
  - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 3 委員会は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、これを保存しなければならない。

## 第9章 自己点検及び評価並びに情報公開

### (自己点検及び評価)

第27条 動物実験責任者は、第10条第2項に規定する動物実験結果報告書及び同条第3項に規定する年度更新書を作成する場合には、動物実験等の実施状況について自己点検及び評価を行い、その結果を部局の長を経由して、理事長に報告しなければならない。

- 2 管理者は、第21条第2項に規定する実験動物の種及び数等に係る報告をする場合には、動物実験施設及び実験室の管理状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を部局の長を経由して、理事長に報告しなければならない。
- 3 部局の長は、前2項に規定する動物実験責任者又は管理者による自己点検及び評価に係る結果の報告を受けたときは、部局委員会における審査を経て、当該部局における自己点検及び評価について総括を行い、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 4 理事長は、前3項に規定する報告を受けたときは、委員会における審議又は調査を経て、本学における動物実験に関する自己点検及び評価を行わなければならない。
- 5 理事長は、前項に規定する自己点検及び評価の結果について、外部評価を実施するよう努めなければならない。

(一部改正 平成24年達第61号、平成29年達第20号)

### (情報公開)

第28条 理事長は、本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表

するものとする。

## 第10章 その他

### (守秘義務)

第29条 管理者等、委員会及び部局委員会の委員並びに動物実験等に関する業務に従事する者は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(一部改正 平成29年達第20号)

### (雑則)

第30条 この規程の施行に関して必要な事項は、委員会の議を経て、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日以前に部局の長によりその実施が承認された動物実験計画は、第9条第2項の承認があったものとみなす。
- 3 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第61号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第73号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第20号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。